

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

○ H28. 4 予算執行調査の開始

○ H28. 6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき

畦畔
(けいはん)



交付対象となっていた水田
(畦畔はない)

○ H29. 1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
 - ① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
- ⇒ 要綱に反映（H29. 4月1日付け政策統括官通知）

○ R3. 12 R3. 12に決定した方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地(交付対象水田)を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・現況において非農地に転用された土地
- ・3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ①たん水設備(畦畔等)を有しない農地
 - ②用水供給設備(用水路等)を有しない農地

〔令和3年12月に決定した方針〕

- ・5年間に一度も水張り(水稻作付)※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日(参)農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

〔令和4年秋に具体化された内容〕

- ・5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

水田活用の直接支払交付金に係る会計検査院からの指摘事項等について

- 水田活用の直接支払交付金については、会計検査院による令和５年度会計検査の対象となっており、令和４年秋以降、各道府県の再生協議会等に対して実地検査が行われてきたところ。これらの実地検査を踏まえ、昨年１０月２３日に農林水産大臣宛て処置要求が発出・公表されたところ。

会計検査院からの指摘事項	左記を踏まえた処置要求
ア 実質的に水稻の作付けが困難な農地に交付金が交付されていた事例があった	ア 水稻作付けに当たり撤去が困難な園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること
イ 実績報告書において、自家利用の飼料作物等に係る収量の確認ができていない事例があった	イ 自家利用の飼料作物等について収量が確認できる書類等を提出し又は保管させるなどして収量を把握できるようにして、収量の妥当性を確認できるようにすること
ウ 収量確認が適切に実施されていない事例があった	ウ 飼料作物、WCS等の対象作物について、協議会等における基準単収や平均単収の設定などにより、定量的な収量確認を行うことができるようにすること
エ 収量低下理由書の確認や地方農政局等による改善指導が十分に機能していない事例があった	エ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能することにしたり、現行制度の運用の見直しを検討したりして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること

会計検査院からの処置要求に対する対応方針

○ 会計検査院からの改善の処置要求への対応として、昨年11月より今後の対応について全国会議等の場において説明をすることなどにより、関係者に対する周知徹底を図るとともに、本年4月に通知を改正し、同交付金の適切な運用を推進。

会計検査院からの処置要求	処置要求に対する当省の対応方針
ア 水稻作付けに当たり撤去が困難な園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること	ア 交付対象水田に、<u>国等の補助金により処分制限期間内のガラスハウス等が設置されている場合は、交付対象水田から除外するといった基準を通知に記載</u>
イ 自家利用の飼料作物等について収量が確認できる書類等を提出し又は保管させるなどして収量を把握できるようにして、収量の妥当性を確認できるようにすること	イ 自家利用の飼料作物等については、<u>収量の妥当性を確認できるよう、収量(簡易的な推計も可)や、農業者が有する給餌記録、放牧の記録等を農業者自ら保管し、必要に応じて協議会へ提出するよう通知に記載</u>
ウ 飼料作物、WCS等の対象作物について、協議会等における基準単収や平均単収の設定などにより、定量的な収量確認を行うことができるようにすること	ウ 飼料作物、WCS等について、<u>収量確認の目安となるよう、農林水産統計や各県が収集しているデータ等を活用し、都道府県協議会が地域毎の基準単収又は平均単収を設定するよう通知を見直し</u>
エ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能することにしたり、現行制度の運用の見直しを検討したりして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること	エ <u>連続して収量低下理由書が提出された者への地方農政局長等による改善指導を徹底するとともに、改善指導の内容が実行されていなかった場合は、交付対象外とすることを通知に明記</u>

- 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（現：畑作物産地形成促進事業）については、会計検査院による令和6年度会計検査の対象となっており、令和5年秋以降、各道府県の再生協議会等に対して実地検査が行われてきたところ。
- これらの実地検査を踏まえ、10月28日に農林水産大臣宛てに処置要求及び意見表示の文書が発出。当省として、会計検査院からの改善の処置要求等を踏まえ、一部要件の見直し等、当事業の適切な運用を進めていくこととしている。

会計検査における指摘事項	会計検査を踏まえた処置要求及び意見表示、当省の対応方針
（１）対象取組が低コスト生産等に対する効果を必ずしも十分に期待できるものとはなっておらず、支援が低コスト生産等のために効率的に行われていない 〔対象取組の中に、必要な品質や収量を得るために通常行うべき「基本的な作業」が含まれており、低コスト生産等に対する効果が必ずしも十分に期待できるものとなっていなかった。〕 （２）対象取組の実施状況等が適切に確認されていない 〔作業日誌等の実績確認書類において、助成対象取組を実施した日付、農地、取組面積、取組に用いた資材の使用量等が記録されておらず、実施状況が明確に確認できない事例があった。〕	（会計検査院の処置要求等） （１）対象取組について、低コスト生産等に対する効果が十分に期待できる内容等を検討すること（意見表示） （２）対象取組の実施状況等を適切に確認できるよう、実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定めて、地域協議会等に周知すること（処置要求） （当省の対応方針） 今後、畑作物産地形成促進事業について、会計検査院の処置要求等を踏まえ、一部の要件や現場確認の改善を実施。

令和6年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

○ 令和6年産以降は、一般品種については、

①従来、主食用米の需給緩和局面において、緊急的な作付転換の手段の役割を果たしてきたことを踏まえ、引き続き支援対象にするものの、

②多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げることをとする。

	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	- 数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a) - or - 単価7.5万円/10a	- 数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a) - or - 単価7.0万円/10a	- 数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a) - or - 単価6.5万円/10a

※多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円／10a（従来どおりの単価）

※一般品種の交付単価については数量払いが基本となるが、一括管理方式による出荷を選択した場合は、交付単価を数量払いとするか、面積払いとするかを地域農業再生協議会単位で選択することが可能。